

令和3年3月

富士市農業委員会会議議事録

1.開催日時 令和3年3月11日(木) 午前 9時30分から 10時15分

2.開催場所 富士市役所庁舎5階 第2会議室

3.出席委員

農業委員会会長	17番	渡邊	万里
委員	1番	望月	稔
	3番	町田	玉江
	5番	時田	修治
	6番	佐野	孝則
	8番	笹古	時男
	10番	新舟	進
	11番	長尾	忠
	13番	佐藤	正職
	14番	藤田	博史
	15番	鈴木	恵一
	18番	涌田	充尚
	19番	伊藤	博

4.欠席委員

2番	小林	由朋
4番	荻田	丈仁
9番	池野	保
12番	勝又	匠
16番	安藤	公男

5.議事

- (1)農地法の規定に係る申請の審議及び報告事項について
- (2)非農地通知の審議について
- (3)令和3年度富士市農作業臨時雇賃金標準額(案)及び農機具による受託作業標準額(案)について

6.農業委員会事務局職員

事務局長	勝又	猛
統括主幹	栗田	宗明
主幹	野村	昌寛
主査	太田	久
上席主事	山本	英俊

会長

まず、議事に先立ちまして、会長より議事録署名人を指名いたしますが、会長より指名しても、ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議がないと認め3番町田 玉江君、5番時田 修治君の両名を本日の会議の議事録署名人に指名致します。

次に、本日の会議書記につきまして、農業委員会事務局職員の太田主査を指名いたします。

それでは議事に入ります。
議事(1)「農地法の規定に係る申請の審議及び報告事項について」ですが、これにつきましては先に配布してあります富士市農業委員会会議議案により審議を進めます。

お手元の議案の3ページ、議第8号 農地法第3条の規定による許可決定についての審査から、報第14号 農地法第5条第1項第6号の届出に係る買受適格証明についてまでの、計7件を順に議題に供します。
事務局に朗読させます。

事務局 (事務局議案3ページ「議題」朗読)

会長 最初に、議案5ページの議第8号 農地法第3条の規定による許可決定について、審議をお願いします。
大淵地区6番について、事務局から説明願います。

事務局 (事務局議案5ページ大淵地区6番 朗読)

会長 それでは、担当委員より説明をお願いします。

委員(報告者) 場所は中野の交差点から西に向かい、新環境クリーンセンターの手前にある信号機を北に進むと聖明病院があるのですが、そこから北東に2kmくらいのところにあります。譲受人は現在NPO法人を運営しており、障害者を含む雇用者と一緒に耕作を行っております。現地を確認したところ、譲受人の所有する農地に囲まれるようにして残っている飛び地であり、下草などは刈られていました。南側に雑木は生えておりますが、放牧地としてヤギを飼育するということですので、何ら問題ないかと思えます。ご審議のほどよろしくをお願いします。

会長 次に、事務局から補足説明願います。

事務局 本案件は、下限面積要件や全部効率利用要件を満たす等、農地法第3条第2項には該当しないため、許可要件をすべて満たすと考えます。

会長 大淵地区6番についてご質問ございませんか。

(質問なし)

質疑ございませんので、裁決に移ります。
大淵地区6番についてご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議がないようですので、ご承認願った事に致します。

会長 次に、原田地区7番と8番は、関連がありますので一括審議します。事務局から説明願います。

事務局 (事務局議案5ページ原田地区7番、8番 朗読)

会長 それでは、担当委員より説明をお願いします。

事務局	場所は原田地区7番は岳南鉄道の岳南原田駅から北に500mくらい行きますと、原田公園があるのですが、そのすぐ西側になります。現地を確認したところ、畑として耕作されておりました。土地所有者が高齢のため耕作できないことから、賃借人が賃借して営農を行いたいとのこと。原田地区8番は新東名高速道路の天ヶ沢東橋から北に600mくらい行ったところにあります。こちらは茶畑となっております。状況は原田地区7番と同じであります。将来的には購入して農業を続けていきたいとのこと。何ら問題ないかと思しますので、ご審議のほどよろしく願います。
会長	次に、事務局から補足説明願います。
事務局	本案件は、下限面積要件や全部効率利用要件を満たす等、農地法第3条第2項には該当しないため、許可要件をすべて満たすと考えます。
会長	原田地区7番、8番についてご質問ございませんか。
委員(質問者)	賃借人は耕作面積が0㎡となっておりますが、新規就農ということでしょうか。
事務局	賃借人は新規就農となります。同じ原田地区の農家から指導を仰ぎながら農業経営をはじめるとして申請されております。そのため、今後の実行性の観点から、所有権の移転ではなく、賃借による権利設定の申請となっております。
委員(質問者)	私は以前に新規で就農したいという若い人から相談を受けた際に、農業委員会であれこれ言われたので断念したと言われたことがあります。農業経験の積み重ねがなくても、これから農業者に指導を受ければ可能ということであれば、これからは同じような相談あったときにはそのように伝えても問題ないでしょうか。
事務局	賃借については、利用権などで比較的簡単に設定することが可能ですので、新規就農でも具体的なサポートがあって農業経営を行えるという担保があれば問題ないかと思います。
会長	これからこのような形も増えてくるものでしょうか。
事務局	新規で就農したいという相談を受けることもありますし、可能性は十分あるかとも思います。
委員(質問者)	新規就農のハードルが下がってきているということでしょうか。
事務局	利用権の設定には下限面積要件がないことが国の方から通知されておりますので、借りるということについてはいくらか対応が可能だと思います。
会長	ほかにご質問ございませんか。 (質問なし)

質疑ございませんので、裁決に移ります。
原田地区7番、8番についてご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議がないようですので、ご承認願った事に致します。
以上で農地法第3条の規定による許可決定の審議を終わります。

会長 次に、議案6ページの議第9号 農地法第5条第1項の規定による許可決定について、審議をお願いします。
伝法地区5番について、事務局から説明願います。

事務局 (事務局議案6ページ伝法地区5番 朗読)

会長 それでは、担当委員より説明をお願いします。

委員(報告者) 場所は東名高速道路の富士インターチェンジの北側、広見公園の南西にあります。現地を確認したところ段差のある畑となっております。譲受人に雨水の関係は大丈夫か確認したところ、開発行為許可申請を行っており、そちらに合わせてきちんとするとのこと。接道についても担保されるとのことであり、何ら問題ないかと思えます。ご審議のほどよろしくをお願いします。

会長 次に、事務局から補足説明願います。

事務局 本案件は、宅地化の状況が一定以上であることから第3種の農地と考えます。また、転用基準に照らして許可要件をすべて満たすと考えます。

会長 伝法地区5番についてご質問ございませんか。

(質問なし)

質疑ございませんので、裁決に移ります。
伝法地区5番についてご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議がないようですので、ご承認願った事に致します。

会長 次に大淵地区6番について、事務局から説明願います。

事務局 (事務局議案6ページ大淵地区6番 朗読)

会長 それでは、担当委員より説明をお願いします。

委員(報告者) 場所は中野の交差点から北に3kmくらい行ったところにあります。現地は去年位まで香花の切り花をやっていた畑でしたが、所有者が高齢のため管理できなくなったことから根っこから切って置いてありました。申請地の北側の事業者が資材置場として利用したいということですので、問題ないかと思えます。ご審議のほどよろしくをお願いします。

会長 次に、事務局から補足説明願います。

事務局	本案件は、生産力の低い農地であることから第2種の農地と考えます。また、転用基準に照らして許可要件をすべて満たすと考えます。
会長	大淵地区6番についてご質問ございませんか。 (質問なし) 質疑ございませんので、裁決に移ります。 大淵地区6番についてご異議ございませんか。 (異議なしの声あり) ご異議がないようですので、ご承認願った事に致します。
会長	次に大淵地区7番について、事務局から説明願います。
事務局	(事務局議案6ページ大淵地区7番 朗読)
会長	それでは、担当委員より説明をお願いします。
委員(報告者)	場所は主要地方道一色久沢線を総合運動公園入口の信号から300mくらい西に行った、かたくら明和園の南側にあります。譲受人は建設業を行っている法人で、今回東名高速道路の改修工事を請け負ったため、仮設事務所及び駐車場として使用したいとの申請です。現地を確認したところ、北側の道路からはかなり下がった段々畑になっておりました。事業に必要なため3年間の一時転用を行い、農地に復旧するとのことですので問題ないかと思えます。ご審議のほどよろしくお願ひします。
会長	次に、事務局から補足説明願います。
事務局	本案件は、農用地区域内の農地(青地)です。通常であれば青地の中での農地転用は原則不許可なのですが、本案件は、3年で農地への復旧を行う一時的な転用であり、これについては転用の基準の中で例外として認められているものがあります。したがって、許可要件をすべて満たすと考えます。
会長	大淵地区7番についてご質問ございませんか。 (質問なし) 質疑ございませんので、裁決に移ります。 大淵地区7番についてご異議ございませんか。 (異議なしの声あり) ご異議がないようですので、ご承認願った事に致します。 以上で農地法第5条第1項の規定による許可決定についての審議を終わります。
会長	次に、議案8ページの議第10号 非農地証明申請書の審議について、審議をお願いします。 富士川地区4番から7番は関連がありますので一括審議します。事務局から説明願います。

事務局	(事務局議案8ページ富士川地区4番から7番 朗読)
会長	それでは、担当委員より説明をお願いします。
委員(報告者)	場所は富士川地区5番6番が富士川楽座の北西800mほどの山の中腹にあります。4番がそこから北東に400mほど、7番は北西に400mほどのところにあります。4番は平成10年頃ミカンの木を伐採して檜を植林、5番は2昭和58年に家を建て直した際に上の部分を宅地、下の部分がを庫として使用、6番は昭和30年頃牛小屋兼ミカン貯蔵庫として使用、7番は平成元年頃畑に植林したとのことです。現地を確認したところ、5番の上の部分は庭・駐車場として使用、下の部分は建物はそのまま農機具小屋として使用していました。6番も建物はそのままミカン貯蔵庫とキウイの冷蔵庫及び作業場として使用されていました。4番と7番は檜が成長して太くなり、周囲も山林のため農地への復元は困難と思われる。申請者は生前贈与を考えて準備したところ、今回の申請地が畑の地目のままであったことが判明したことから申請を行ったとのことです。何ら問題ないかとおもいますので、ご審議のほどよろしくをお願いします。
会長	富士川地区4番から7番についてご質問ございませんか。 (質問なし) 質疑ございませんので、裁決に移ります。 富士川地区4番から7番についてご異議ございませんか。 (異議なしの声あり) ご異議がないようですので、ご承認願った事に致します。 以上で非農地証明申請書の審議についての審議を終わります。
会長	次に議案10ページからの報告案件について、事務局から説明願います。
事務局	はじめに議案10ページをご覧ください。 報第11号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理についてですが、これは双方同意の上、届出を行えば賃貸借の解約ができますので、受理したことをご報告いたします。件数2件。 次に議案11ページをご覧ください。 報第12号 農地返還通知書の受理についてですが、これは双方同意の上、届出を行えば使用貸借の解約ができますので、受理したことをご報告いたします。件数8件。 次に議案14ページをご覧ください。 報第13号 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認書についてですが、これは20年を経過するにあたり、特例農地の利用状況について、現地を確認し、農地であったことをご報告いたします。件数2件。 次に議案15ページをご覧ください。 報第14号 農地法第5条第1項第6号の届出に係る買受適格証明についてですが、この証明は農地法第5条の適用を受ける競売に参加するためのものであります。これは、所在地が市街化区域ですので、事務局長により専決処理し、買受適格証明をすでに発行したことをご報告いたします。件数1件。 今月の報告案件については以上です。
会長	次に、議案4ページの専決報告について事務局より報告させます。
事務局	(事務局議案4ページ「専決報告」朗読)

会長 以上で、議事(1)「農地法の規定に係る申請の審議及び報告事項について」を
終わりとします。
続きまして議事(2)「非農地通知の審議について」審議をお願いします。事務局
より説明願います。

事務局 お手元の非農地通知一覧をご覧ください。内容としては対象の地番と面積、そ
れと現在事務局で把握している所有者の氏名・住所が記載されています。これは
8月から10月にかけて農業委員や農地利用最適化推進委員の皆様へ現地調査
のご協力をいただいている場所のうち、山林となっていて普通の農家さんが再生
することが困難だったり、木の生えている傾斜地だったりするような、非農地の判
定をしていただいた場所や、事務局で航空写真などから道がなくてそこに行けな
いと判断した場所です。例年富士川地区から行っておりましたが、今年は須津地
区から行っておりますので、須津地区が多くの部分をしめております。今年度は89
筆、約10.3ヘクタール、54人に発送する予定となっております。参考までに昨年度
は176筆、約10.8ヘクタールの発送を行っております。航空写真については相当
の枚数となりますので、確認される場合は事務局までお願いします。また、非農地
通知につきましては、国からは推進するように通知がされておりますので、山の中
に農地の地目で残っているものや、傾斜がきつい荒れた茶畑などを中心に毎年
10ヘクタール程度を非農地としていきたいと思っておりますので、調査等の際には
ご協力よろしくお願いたします。そのような通知を行うことについてご審議のほど
よろしくお願いたします。

会長 事務局からの説明が終わりました。
このことにつきまして、ご質問等ございますか。

(質問なし)

質疑ございませんので、裁決に移ります。
非農地通知の審議についてご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議がないようですので、ご承認願った事に致します。
以上で議事(2)「非農地通知の審議について」審議を終わりとします。
続きまして議事(3)「令和3年度富士市農作業臨時雇賃金標準額(案)及び農機具
による受託作業標準額(案)について」事務局より説明願います。

事務局 お手元の「令和3年度富士市農作業臨時雇賃金標準額(案)」と書かれたA4両
面刷りの資料をご覧ください。こちらは富士市のホームページに掲載する臨時雇
の賃金標準額と受託作業の標準額の案です。表面に富士市賃金実態調査やJA
富士市の利用料などを基に計算した農作業臨時雇賃金標準額と農機具による受
託作業標準額の案を記載してあり、裏面にJA富士市から提供していただいた参
考となる金額を記載してあります。昨年からはほとんど金額に変更が無いため前年
同様としました。例外として、茶苗が1本あたり10円値上がりしていますので、茶苗
の機械植えの金額が2万円程度高くなっています。委員の皆様の中で臨時雇用を
行っている方がいらっしゃれば、参考にさせていただきたいと思っておりますので、ご意
見をお願いたします。

会長 事務局からの説明が終わりました。
このことにつきまして、ご質問等ございますか。

(質問なし)

質疑ございませんので、裁決に移ります。
原案にご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議ございませんので、原案のとおりとします。

以上で議事はすべて終了しました。

令和3年3月11日

農業委員会会長

同委員

同委員